

## 埼玉県高圧ガスマイスター制度実施要綱

### (目的)

第1条 この制度は、高圧ガスに関する熟練技術を有する者の知識や経験を広く活用し、県内の高圧ガス取扱事業所の保安技術の向上を支援するために実施するものである。この要綱は、埼玉県高圧ガスマイスター制度について必要事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において埼玉県高圧ガスマイスター（以下「マイスター」という。）とは、高圧ガスの保安に関し熟練技術を有する者として埼玉県に登録された者をいう。

2 この要綱において高圧ガス取扱事業所とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づき高圧ガスの製造、貯蔵、消費、販売又は容器の取扱いを行う事業所をいう。

3 この要綱において高圧ガス団体とは、埼玉県高圧ガス団体連合会、一般社団法人埼玉県LPガス協会、埼玉県高圧ガス会、埼玉県高圧ガス溶材協会、埼玉県高圧ガス地域防災協議会、埼玉県冷凍設備保安協会及び一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会をいう。

### (業務)

第3条 マイスターは、高圧ガス取扱事業所又は高圧ガス団体（以下「事業所等」という。）の要請に基づき高圧ガスの保安技術に関する指導又は教育（以下「支援」という。）を行う。

### (登録基準)

第4条 マイスターとして登録できるのは、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 高圧ガス取扱事業所において高圧ガスの保安に関する実務経験が20年以上ある者で以下の全てに該当する者

ア 埼玉県内の高圧ガス取扱事業所での実務経験がある者

イ 高圧ガス製造保安責任者の免状を有している者

ウ 在職する高圧ガス取扱事業所から推薦書（様式第1号）により推薦を受けた者又は高圧ガス取扱事業所に在職していない者で高圧ガス団体から推薦書（様式第1号）により推薦を受けた者

(2) 高圧ガス保安協会（以下「KHK」という。）認定検査事業者において高圧ガスの検査に関する実務経験が10年以上ある者で以下の全てに該当する者

ア 埼玉県内の高圧ガス取扱事業所に対する検査に関する実務経験がある者

イ KHKが資格認定したC種又はD種検査員の検査員証を現に有している者又は同認定検査事業者退職時に有していた者

ウ KHK認定検査事業者から推薦書（様式第2号）により推薦を受けた者

(3) 高圧ガス取扱事業所において高圧ガスの保安に関する実務経験が20年以上ある者で以下の全てに該当する者

ア 高圧ガス取扱事業所から書面により、高圧ガスの保安業務に関する実

務経験を証明できる者

- イ 高圧ガス製造保安責任者の免状を有している者
- ウ 公的機関又は高圧ガス団体から高圧ガスの保安に関し表彰等を受けている者

(登録方法)

- 第5条 マイスターとして登録を希望する者は、登録申請書（様式第3号）により知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項の申請者が第4条の登録基準に該当すると認めるときは、マイスターとして登録簿（様式第4号）に登載するとともに、登録証（様式第5号）を交付するものとする。
  - 3 第1項に基づく申請の受付及び前項の登録は随時行うものとする。

(支援の要請)

- 第6条 マイスターの支援を希望する事業所等（以下「要請者」という。）は、支援要請書（様式第6号）を県に提出するものとする。
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、支援の内容に関係するマイスターを要請者に紹介するものとする。

(支援の合意)

- 第7条 要請者は、前条で県から紹介を受けたマイスターに連絡・調整した上で、マイスターと支援合意書（様式第7号）を作成するものとする。
- 2 要請者は前項の支援合意書の写しを速やかに県に提出するものとする。
  - 3 県は支援を円滑に行うため、必要に応じ、要請者及びマイスターに対し、助言等を行うことができるものとする。

(支援の実施)

- 第8条 マイスターは、この要綱及び支援合意書に基づき支援を実施するものとする。
- 2 マイスターは、支援の実施に際し要請者の設備を操作しないものとする。ただし、支援において操作の必要があり、要請者が依頼した場合に、マイスターが了解したときは操作することができるものとする。
  - 3 マイスターは、支援の実施に際し要請者の労働災害防止のための安全基準に従わなければならない。
  - 4 県は、支援の実施に立ち会うことができるものとする。

(謝礼の負担)

- 第9条 支援に係る謝礼は、マイスターと要請者との間であらかじめ協議した上で、支援合意書に明記するものとする。
- 2 前項の謝礼は、要請者がマイスターとの間で処理するものとする。

(個人情報等)

- 第10条 要請者及び高圧ガス団体は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）を遵守しなければならない。
- 2 マイスターは、業務を通じて取得した個人情報について次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人情報の漏えい防止など、個人情報の適切な管理に努めなければならない。
  - (2) 知り得た個人情報を、業務の目的以外に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
  - (3) 知り得た個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となるような事案が発生した場合には、直ちに県に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大又は復旧等のために必要な措置に関し県の指示に従わなければならない。
- 3 マイスターは業務実施において知り得た要請者の情報を第三者に提供してはならない。
  - 4 要請者はマイスターに対し、他の事業所等の情報の提供を要求してはならない。

#### (禁止事項)

第11条 マイスターは、その支援に当たり、次のことをしてはならない。

- (1) 執拗な勧誘及び物品の斡旋
- (2) 特定の政治、宗教活動を目的とする行為
- (3) 公序良俗に反する行為その他社会的に非難を受けるおそれのある行為
- (4) その他本制度の趣旨に反する行為

#### (事故等の対応)

第12条 マイスター及び要請者は、支援に伴う事故防止に努めるものとする。

- 2 支援に伴い事故等が発生し、傷害又は損害が生じたときは、要請者の責任において対処するものとする。
- 3 マイスターは、支援に伴う不測の事態に備え、傷害保険等に参加するものとする。

#### (報告)

第13条 要請者は、マイスターによる支援の終了後30日以内に実施報告書(様式第8号)により知事に報告するものとする。

ただし、要請者自らが所属する高圧ガス団体に対して支援を要請し、要請者、高圧ガス団体及びマイスターが合意の上で、高圧ガス団体が県に支援実績報告書(様式第10号)を提出する場合は、第6条(支援の要請)、第7条(支援の合意)及び本条(報告)に基づく知事への報告等を省略することができるものとする。

#### (登録の辞退)

第14条 マイスターは、登録を辞退しようとするときは、速やかに登録廃止届(様式第9号)を知事に提出するとともに、登録証を返納しなければならない。

- 2 県は、前項の規定による届出があったときは、登録簿から抹消するものとする。

#### (登録の取消し)

第15条 知事は、マイスターが次のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき

- (2) 登録申請書の内容等に虚偽があったとき
  - (3) マイスターとしてふさわしくない行為があったとき
  - (4) 健康上その他の理由により支援が行えないと認められるとき
- 2 前項の規定により登録を取り消された者は、速やかに登録証を返納しなければならない。

(その他)

第16条 本制度の運用・検討を行うため埼玉県高圧ガス熟練技術継承委員会を設置する。

2 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、別に県が定める。

附則 この要綱は平成19年6月12日から施行する。

附則 この要綱は平成20年7月1日から施行する。

附則 この要綱は平成21年6月10日から施行する。

附則 この要綱は平成22年3月10日から施行する。

附則 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成24年3月7日から施行する。

附則 この要綱は平成26年3月4日から施行する。

附則 この要綱は平成27年3月9日から施行する。

附則 この要綱は平成28年8月18日から施行する。

附則 この要綱は平成29年6月9日から施行する。

附則 この要綱は平成31年4月5日から施行する。